

第3部 基本計画

第1章 共に幸せを感じられるまちづくり

第1節 地域福祉

現状と課題

本格的な少子・高齢社会を迎え、伝統的な家庭や地域の相互扶助機能が低下し、地域住民相互の社会的なつながりも希薄化するなど、地域社会が変容しつつある中で、高齢者福祉をはじめとして、地域における福祉のあり方が問われています。

国においては、「措置制度」から「契約による利用制度」への転換を柱として、社会福祉事業法などの改正や介護保険制度の導入が図られ、医療保険制度や公的年金制度の抜本的な改革も進められています。

本町では、高齢者、障害者、児童の分野ごとに計画を策定し、地域住民の生活に密着した保健福祉サービスの提供に努める一方で、地域においては、自治会などでの福祉活動が活発になってきています。

今後とも、家庭、地域、ボランティア、事業者、行政などがそれぞれの役割を分担し、また、住民一人ひとりが福祉に積極的にかかわり相互に助け合う地域福祉活動を推進しながら、自立に向けて援助を必要とする人々の生活を地域社会全体で支えていくことが求められています。

地域福祉

福祉活動の充実

地域福祉のネットワークづくり

施 策

1. 福祉活動の充実

①福祉意識の高揚

福祉についての住民意識の高揚を図るため、広報やイベントなどを通じた啓発活動を推進します。また、学校教育や社会教育において福祉についての学習を進め、幼少期からの福祉意識の高揚を図ります。

②人材・組織の育成・支援

地域福祉のリーダーづくりに向けて講習会や相談活動などの充実を図るとともに、組織づくりを支援します。また、各種団体やボランティア・NPO、民生児童委員や各種相談員などによる主体的な活動を支援し、活動の活性化を図ります。

③事業推進体制の整備

市内の福祉分野が福祉課・長寿介護課・健康対策課に分かれている状況において、相互に連携を保つことは非常に困難な現状にあります。各種福祉分野施策が見直される中、総合的で効率よくサービスを実施するため、機構改革も念頭におきつつ、事業展開を図ります。



2. 地域福祉のネットワークづくり

①保健、医療、福祉との連携

保健、医療、福祉などの関係機関が定期的な協議の場をもち、地域の福祉課題や解決の方向性に対する共通理解を深めます。

②情報の共有化

福祉活動に参加したい人と福祉的な支援を必要とする人に適切な情報が届くよう、各種福祉団体やボランティア・NPO、関係機関などが行う活動についての情報収集とその提供を積極的に進めながら、地域福祉のネットワークづくりを進めます。